

支払調書送付について

年間支払額が5万円を超えた方を送付対象とさせていただきます。

なお、ご連絡をいただければ、金額にかかわらず作成送付いたします。

ご理解ご協力の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

問合せ先

高分子学会 事務局 財務・労務課

E-mail : saito*spsj.or.jp

(*を@に置き換えてください)